

一橋大学附属図書館と慶應義塾大学メディアセンターの
図書館相互利用に関する覚書

一橋大学附属図書館と慶應義塾大学メディアセンターは、学習及び教育研究活動の向上のため、図書館間の相互利用を一層円滑に推進することを目的として、以下のとおり覚書を交わすこととする。

(利用の範囲)

第1条 相互利用の対象範囲は、一橋大学附属図書館と慶應義塾大学メディアセンターの所蔵資料とする。

(利用者の範囲)

第2条 原則として、対象とする利用者は、それぞれの大学の学生及び常勤教職員とする。

(サービス内容)

第3条 利用者は、双方の所蔵資料の閲覧・複写ほか所定のサービスを、利用する図書館の利用規則等に基づき、受けることができる。

(規則等の遵守)

第4条 利用者は、利用する図書館の利用規則等を遵守しなければならない。

(実施要綱)

第5条 本覚書の運用に当たっては、「慶橋図書館相互利用実施要綱」を別途定める。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めるもののほか、必要な事項は別途協議し定める。

(有効期限)

第7条 この覚書は、双方の署名により発効し、申し出のない限り継続する。

附則

- 1 本覚書の改廃を必要とする場合は、双方が協議する。
- 2 本覚書は2通作成し、双方が各1通保有する。
- 3 本覚書は2019年1月1日から発効する。

2019（平成31）年1月1日

一橋大学附属図書館長

慶應義塾大学メディアセンター所長

大月康弘



赤木完爾

